

## 適格認定とは【貸与】

適格認定は、より高い水準での学業達成に向けた指導を行う際、奨学生の資質向上を図るとともに、奨学生としての資格を満たさない者への貸与を取りやめ、真に奨学金を必要とする適格者へ貸与を行うことを目的としています。

奨学生の皆さんには、「奨学金継続願」を提出していただき、その内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき、奨学生としての適格性を有しているか否か等を判断します。これを「適格認定」といい、「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。従って、「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

また、奨学生にとって、1年間の学校生活や修学状況等を振り返り自己点検することで、奨学生としての自覚を再度確認する機会となっています。それとともに、奨学金の必要性や貸与月額を改めて判断することで、貸与修了後の返還のことを考える大変重要な機会になります。

正しく奨学金の貸与を受け、有意義な学生生活を送るためにも以下の「奨学生としてのところがまえ」にあるように、奨学生としての自覚を持って勉学に励むことが重要です。

### 奨学生としてのところがまえ

1. 奨学生としての自覚をもって勉学に励んでください。
2. 在学中は学校の奨学金担当者と緊密に連絡をとってください。
3. 説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。
4. 学校からの呼びかけには必ず応じてください。

### 適格認定による処置区分

処置区分	処置の内容
廃止	奨学生の資格を失わせる。
停止	1年以内で在学学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。
再停止	停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として在学学校長が定める期間、再停止(停止を延長)する。
警告	ア 奨学金の交付を継続する。 イ 学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。
継続	奨学金の交付を継続する。
復活	奨学金の交付を復活する。

# 日本学生支援機構奨学金適格認定基準(貸与)

愛媛大学

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 留年者 (2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者 (3) 当年度の修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く(※1参照)	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者(貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。) (2) 「貸与奨学金申請書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者 (3) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は異動(退学)として、取り扱うものとする。) (4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生資格を失わせることが適当である者 (5) 振込停止期間が2年を経過した者 (6) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者	同左
停止 (再停止)	学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る)	同左
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 当年度の修得単位数が、下記※2による計算式の5割以下の者、ただし標準修得単位数を満たしている者は除く(※1参照) (2) 前号の規程にかかわらず、学長が修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者 (3) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4) 学修の意欲に欠ける者	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 (2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 学修の意欲に欠ける者
継続	廃止、停止、又は警告に該当しない者	同左
復活	停止の事由がなくなつたと認められ、かつ、貸与奨学金の交付再開を願い出た者	同左

※1 標準修得単位数 =  $\frac{\text{必要卒業単位数} \times \text{修了している学年}}{\text{所定の修業年限}}$

※2 当年度修得単位数 =  $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}}$

※3 廃止 (3)当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする

※4 医学部については、別に定める。